

## 最高裁判所事務総長コメント

政府においては、今年度の人事院勧告に沿って、特別職を含め、国家公務員の給与全体を引き下げるることとした旨決定したと聞いております。

そこで、本日、先般の最高裁判所裁判官会議の結果に基づいて、裁判官の報酬等に関する法律を所管する法務省の担当部局に対し、裁判官の報酬について、国家公務員同様の引き下げを行う旨の立法関係作業を依頼することとしました。

裁判官会議では、憲法上、裁判官の報酬について特に保障規定が設けられている趣旨及びその重みを十分に踏まえて検討し、人事院勧告の完全実施に伴い、国家公務員の給与全体が引き下げるられるような場合に、裁判官の報酬を同様に引き下げても、司法の独立を侵すものではないことなどから、憲法に違反しない旨確認したものと理解しています。